



神労発基1227第4号
平成28年12月27日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局長



労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件の適用について

日頃から労働安全衛生行政の運営につきましては、格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第430号）が平成28年12月22日に公示され、改正後の「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。）が平成29年1月1日から適用されるところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員等に対し、下記告示の内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 有害物ばく露作業報告の対象となる物（告示第1条関係）

別紙の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。）を有害物ばく露作業報告の対象とすること。

2 報告の期間等（告示第2条関係）

事業者は、平成29年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になったときは、平成30年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

(別紙)

コード	物	含有量 (重量%)
233	アクロレイン	1%未満
234	N-イソプロピル-N'-(フェニルベンゼン-1,4-ジアミン)	0.1%未満
235	塩化水素	0.1%未満
236	ジチオりん酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名ジスルホトン)	0.1%未満
237	硝酸	1%未満
238	フロ化水素	0.1%未満
239	硫酸	1%未満